

# 八幡平市冬季特別対策助成のお知らせ

## 1. 助成の概要

市では、住民税が非課税の高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯又は生活保護受給世帯の冬期間における経済的負担の軽減を図るため、冬季の生活を支える経費の一部として1世帯当たり7,000円を助成します。

## 2. 対象となる世帯

令和7年度の住民税が非課税で次の①～③のいずれかに該当する世帯と生活保護受給世帯（令和7年12月1日現在において、市の住民基本台帳に記録されている世帯）です。

- ① 高齢者世帯 65歳以上の者で構成される世帯  
(令和8年3月31日までに満65歳に達する者を含む。)
- ② 障がい者世帯
  - ア 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者のいる世帯
  - イ 障害基礎年金又は特別児童扶養手当受給者のいる世帯
  - ウ 要介護認定4・5、特定疾患医療又は特定医療（指定難病）を受けている者のいる世帯
- ③ ひとり親世帯 児童扶養手当法に規定する児童を扶養する母子世帯、父子世帯又は養育者世帯

## 3. 申請の方法

### (1) 郵送による申請

同封の返信用封筒に次の書類を入れて投函してください。

- ① 同封の申請書兼請求書（課税状況を調査するための同意が必要となりますので、必ず押印をしてください。）
- ② 振込先口座を新たに指定する場合は、振込先口座が分かるもの（金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカードの写し）  
※ 令和6年度に実施した冬季特別対策助成等で使用した口座に振り込む場合は、振込先口座が分かるものは不要です。

### (2) 窓口での申請

本庁地域福祉課、西根総合支所、安代総合支所、田山支所に申請書と、振込先口座を新たに指定する場合は振込先口座が分かるものを持参してください。

## 4. 申請の期限

令和8年2月28日（土）※当日消印有効

## 5. お問い合わせ先